

鳥取市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 2 4 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市規則第 5 4 号

鳥取市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

鳥取市児童福祉法施行細則（平成 3 0 年鳥取市規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「8 0 万円」を「8 0 万 9 , 0 0 0 円」に、「8 0 万 1 円」を「8 0 万 9 , 0 0 1 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取市児童福祉法施行細則の規定により作成され、又は使用されている用紙については、所要の修正を加え、当分の間使用することができる。